

(別紙) 総合事業費算定に係る既存のサービス事業所の届出留意事項

サービス種別	加算等の名称	新設 変更等	変更点		既存事業所における届出の取扱い
			【旧：現行】	➡ 【新：改正後】	
共通	「介護職員等処遇改善加算相当」	新設	① なし	➡ なし	②・③の場合、 令和6年6月17日 までに 介護事業所としての指定を受けている先（東京都等）に提出した ・計画書の写し ・体制届出の写し と ・品川区介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る実施・体制に関する届出書 を提出してください。
			② 処遇改善加算相当	➡ 「介護職員等処遇改善加算相当」とみなす	
			③ 処遇改善加算相当 ・介護職員等ベースアップ等支援加算相当	➡ 「介護職員等処遇改善加算相当」とみなす	
訪問	「口腔連携強化加算」	新設	① —	➡ なし	届出がない場合は「なし」とみなす。
			② —	➡ あり	
通所	「生活機能向上連携加算」	変更	① なし	➡ なし	
			② 加算Ⅰ	➡ 加算Ⅰ	
			③ 加算Ⅱイ	➡ 加算Ⅱ とみなす	
			④ 加算Ⅱロ（運動器機能向上加算算定の場合）	➡ 加算Ⅱ とみなす	